

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（農業用排水施設整備事業）本目地区）計画を平成30年6月11日変更した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成30年6月20日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月15日

香川県知事 浜 田 恵 造